

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重送信が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

～申請書の記載に当たり、特にご注意いただきたい事項～

【住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地】欄

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の所在地を正しく記載してください。建物名、部屋番号も正確に記載願います。

【氏名又は名称】欄

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の法人名を正しく記載してください。大文字・小文字、アルファベット表記・カナ表記も正確に記載願います。

〔個人事業者の方へ〕

- ・屋号を公表したい事業者の方は、別途「公表申出書」の提出が必要です。「氏名又は名称」欄へ屋号は記載しないようご注意願います。
- ・氏名は、住民票等に記載された漢字（字体）を正しく記載してください。
なお、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載された文字と公表される文字とが異なる場合があります。

【代表者氏名】欄

〔個人事業者の方へ〕

- ・「代表者氏名」欄への記載は、法人事業者の方のみ必要です。個人事業者の方は、記入しないようご注意願います。

【事業者区分】欄

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・「課税事業者」/「免税事業者」のいずれかにチェックが入っているかご確認ください。

【次葉】

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・次葉の「登録要件の確認」欄は全ての事業者の方に記載していただく必要があります。
記載漏れがないかどうかご確認ください。

～e-Taxの送信に当たり、特にご注意いただきたい事項～

一度送信した後、後日同じ内容で再送信されるケースが見受けられます。「受信通知」を確認いただき、二重送信とにならないようご注意願います。

なお、二重送信となっている場合、原則として最後に送信された登録申請書を有効なものとして取り扱わせていただきます。